

消費税軽減税率対策費補助金 交付規程（抜粋）

（財産の管理及び処分）

第25条 A型、B-1型、B-2型及びC型の補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、第2項に掲げる取得財産についてはこれを補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、取得財産等処分承認申請書（様式第11）により、事務局の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 取得財産等のうち、中小機構が処分を制限する財産は、取得財産または効用の増加価格の単価が50万円以上の財産とし、A型、B-1型、B-2型及びC型の補助事業者は、取得財産等管理台帳（様式第12）を備え、これを管理しなければならない。また、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。ただし、取得財産の単価が50万円未満でも、別表3に掲げるタブレット等については同様に管理するものとし、その処分を制限する期間を2年とする。

3 事務局は、第1項の規定により承認をしたA型、B-1型、B-2型及びC型の補助事業者が、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（別表3）

タブレット等
レジ以外の用途で使用することを前提に販売されているタブレット、PC又はスマートフォン